

**「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則  
の一部を改正する省令案等」に対する意見**

2018年3月8日  
日本商工会議所

**1. 分野横断的事項**

**(1) エネルギーミックス実現を見据えた、認定量のコントロールについて**

該当資料・主な掲載ページ		意見	理由
省令案の概要	平成30年度以降の調達価格等に関する意見		
-	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ エネルギーミックスの実現を念頭に、種別毎に認定量をコントロールすべきである。</li> <li>➢ 認定量のコントロールにあたっては、エネルギーミックスに記載した量に達した区分の買取価格を大きく下げる、または入札制度の対象区分とする等、弾力的な措置を速やかに検討すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 太陽光発電、バイオマス発電においては、買取価格や制度変更にともない、急激な認定件数増加（所謂駆け込み認定）が発生した。</li> <li>➢ 現行制度の下では認定量のコントロールが極めて難しく、その結果、安価で安定的な電力供給が果たせなくなり、国民負担の急増を招く恐れがある。</li> </ul>

**(2) 価格目標と調達価格を設定する際の勘案について**

該当資料・主な掲載ページ		意見	理由
省令案の概要	平成30年度以降の調達価格等に関する意見		
4、5、6	4、16 29、32 39	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 買取価格目標は、引き続き調達価格等算定委員会において、国内・海外の発電コストに関する動向等を継続かつ総合的に分析しながら、「国民負担の抑制」実現を目指して検討する必要がある。その結果、買取価格の見直しが必要と判断される場合には、躊躇なく柔軟に行うべきである。</li> <li>➢ トップランナー的なアプローチとして、上位25%の値を用いているが、一層のコスト低減を図るため、より上位の値を参照すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ わが国の買取価格は引き下げが行われているものの、依然として諸外国の買取価格を大きく上回っており、国民負担も増大を続けている。一方、発電コストも低減しているものの、諸外国に比べ高い状況である。</li> <li>➢ 速やかに買取価格を引き下げながら、高コストの原因解決を促さなければ、再生可能エネルギーはコスト競争力を失うばかりか、過大な負担の発生により、負担者である国民の理解までも失いかねない。</li> </ul>
10	16	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 陸上・着床式洋上風力発電について、2030年までの発電コスト8～9円実現とFIT制度からの自立が、価格目標として示されたことを評価する。</li> <li>➢ しかしながら2030年においては、本価格目標も相対的に割高になっている可能性もあるため、間断なく見直すことが必要である。また、発電コストの低減を促すためにも、入札制度を検討しながら、早急に買取価格を引き下げなければならぬ。</li> </ul>	
-	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 調達価格等算定委員会の検討視点の軸足を過去・現在のコストデータ重視から将来の目標達成重視へと変えることが必要である。</li> </ul>	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 今後の調達価格等算定委員会において調達価格等について議論する際、過去・現在のコストデータではなく、将来の買取価格目標を達成することに軸足を置いた議論を行うことで、発電事業者やメーカー等による技術開発・コスト低減に向けた動きの加速化が期待できる。</li> <li>➢ 水力・地熱・バイオマス発電の一部等において、コストデータの分散が大きいことや、データ数の不足から想定値を据え置くこととしているが、過去・現在のコストデータを重視しているがために、コスト検証の硬直化を招いていると考える。</li> </ul>

(3) 系統増強のあり方について

該当資料・主な掲載ページ		意見	理由
省令案の概要	平成30年度以降の調達価格等に関する意見		
—	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>再生可能エネルギーの系統接続希望増加への対応については、まず既存設備の有効活用を前提に検討を進め、系統の増強は最後の手段とすべきである。そのうえで、増強を行う場合は、費用対効果の最大化が図られるよう、慎重な検討を行うべきである。</li> <li>大規模発電施設における蓄電技術の活用や、分散型電源の仮想発電所化（VPP）を導入することは、出力制御や系統安定に寄与すると考えられる。再生可能エネルギーがFIT制度からの自立を果たし、調整力を持つ電源として活用できるようにするためにも、技術開発等を支援すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>再生可能エネルギーの急速な導入拡大や地域偏在によって系統制約が発生している。しかしながら、系統増強には莫大な費用が発生するため、安易な措置は国民負担の増大を招く恐れがある。</li> <li>今後、立地制約の強い風力発電（着床式洋上風力発電）の認定が進んだ場合、特定の地域における系統制約が深刻化する危惧がある。</li> </ul>

(4) 利潤配慮期間終了後のIRR（内部収益率）の扱いについて

該当資料・主な掲載ページ		意見	理由
省令案の概要	平成30年度以降の調達価格等に関する意見		
—	57	<ul style="list-style-type: none"> <li>再生可能エネルギー発電事業者による適切なビジネスリスク負担の下での「再エネ最大限の導入と国民負担抑制の両立」を実現するため、調達価格算定時に利用する内部収益率は、据え置きとせず、すべての電源において引き下げを検討すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般に事業者は、商品・サービスの市場動向を注視して先々の見通しを立て、自らの能力・リスクの下で、将来においても売り上げを確保するための経営判断を行っている。</li> <li>一方、FIT制度における内部収益率の存在は、再生可能エネルギー発電事業者に対し、すべての国民が負担している賦課金を基にビジネスリスク極小化と安定的な経営を約束している。</li> <li>賦課金は毎年積み上がる仕組みであることから、今後も確実に賦課金負担が増加する状況を鑑みて、一般的な感覚では受け入れることができない、国民負担によるビジネスリスク極小化を現状のまま看過することはできない。</li> </ul>
—	57	<ul style="list-style-type: none"> <li>バイオマス発電については、現時点の認定量を勘案し、「供給量勘案上乘せ措置」を速やかに撤廃すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記の区分は認定量が急増し、既にエネルギーミックスで掲げた2030年時点での導入見込量の2倍近いため、「供給量勘案上乘せ措置」を継続する理由はないと考える。</li> </ul>

(5) 運転開始期限を超過した場合の措置について

該当資料・主な掲載ページ		意見	理由
省令案の概要	平成30年度以降の調達価格等に関する意見		
2、6	72	<ul style="list-style-type: none"> <li>運転開始期限については、種別毎の運転開始までの期間・実績を踏まえ、適切な期限の設定がなされているかを検証し、必要な場合は見直しを行うべきである。</li> <li>発電事業者の責により運転開始期限を超過した場合、調達期間短縮幅を「超過期間分だけ月単位」ではなく、例えば超過期間が1年未満の場合は1年、1年から2年の間は2年というように、実際の超過期間よりも長く設定し（例えば年単位に切り上げ）、運転開始期限設定の効</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発電事業者による運転開始時期を可能な限り早期化し、制度としての効果をより高めるため、ペナルティである調達期間の短縮幅をより長くすることを検討すべきである。</li> </ul>

		果を高めるべきである。また、認定量の急増したバイオマス発電においても同様の検討がなされるべきである。	
2、6	72	<ul style="list-style-type: none"> <li>立地地域が制限され長期の開発期間を要する水力・地熱発電については、期限内に運転開始できるよう、政策支援を行うべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水力や地熱は、再生可能エネルギーの中でも安定的な出力が可能なベースロード電源として活用できることを踏まえ、本措置が事業実施を躊躇させることのないよう、政府として期限内の運転開始を後押しすることが重要である。</li> </ul>

## (6) 入札制度について

該当資料・主な掲載ページ		意見	理由
省令案の概要	平成30年度以降の調達価格等に関する意見		
13	62、63、64	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2次保証金の没収要件のうち、「事業者が自ら定めた運転開始予定日を超過して運転開始しなかった場合」を除外すべきではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運転開始期限を超過することを前提にした入札を認めることは、未稼働案件の防止という先般のFIT制度見直しの趣旨に則っておらず、運転開始期限を設ける意味がなくなるといわざるを得ない。</li> <li>未稼働案件の防止を徹底するためには、認定取得と運転開始の両方について、それぞれ適切な期限を設定し、認定事業者に遵守させる仕組みが必要である。</li> </ul>
11、12	61	<ul style="list-style-type: none"> <li>バイオマス発電については、認定量が非常に大きくなっていることから、燃料の安定調達と持続可能性を慎重に検討することを前提に、国民負担抑制の観点から、コスト低下ポテンシャルを十分に加味した上限価格を設定すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入札対象規模・入札量を絞って実施することに加え、慎重な入札参加資格の審査と国民負担抑制の考えに基づく厳しい上限価格の設定がなければ、入札制度の目的である最大限の導入と国民負担抑制の目的は達成できない。</li> </ul>
—	26	<ul style="list-style-type: none"> <li>着床式洋上風力発電における入札制度の設計・実施にあたっては、参加プレーヤーが限られることによって落札価格の低減効果が薄れることのないよう、配慮すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>洋上風力発電は資本費が高く、事業者に大きな開発・資金調達能力が求められる。</li> <li>そのため、入札参加者が限られ市場が寡占化し、入札による買取価格低減効果が見込めなくなる恐れがあるとともに、その結果として国民負担抑制が果たされない懸念がある。</li> </ul>
—	59～71	<ul style="list-style-type: none"> <li>入札結果の検証に際しては、国民負担抑制に効果があったのか、導入量のコントロールに寄与したのか、募集容量や上限価格は適正であったのか、エリア内の需給バランスは適正に維持されたのか等の観点から、2018年度の入札について幅広く検証を行い、必要な見直しを継続して行うべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入札制度は、大規模な導入と買取額（国民による賦課金負担）の膨張の可能性がある発電事業について、買取価格の低減を通じて事業者が得る利益やビジネスとしての魅力の適正化をもたらし、国民負担抑制や認定申請件数・出力の低下に繋がる効果が期待できる。</li> <li>その実効性を高めるためには、調達価格等算定委員会における募集容量や上限価格の慎重な検討・設定が極めて重要である。</li> </ul>

## 2. 分野別事項

### (1) 太陽光発電における過積載、廃棄費用の積み立てについて

該当資料・主な掲載ページ		意見	理由
省令案の概要	平成30年度以降の調達価格等に関する意見		
7、8	11、12	<ul style="list-style-type: none"> <li>過積載が進んでいる状況を踏まえ、2017年8月に改正されたFIT法施行規則・告示による調達価格の変更に該当する場合には、適正に変更後の価格が適用されなければならない。</li> <li>また、買取価格の見直しに際しては、過積載により急速に設備利用率が上昇していること、当</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>購入コストが低下した設備の後付にもかかわらず、初期認定時の買取価格の適用を受けることがあってはならない。</li> <li>買取価格は適正なコストを基に決定されることが前提であり、認定時の当初計画にない事後的な過積載を低廉な太陽光パネルで行うこと</li> </ul>

		初計画よりも低廉な太陽光パネルで発電を行っていること等を考慮すべきである。	は、FIT 制度の見直しのコンセプトである「最大限の導入と国民負担抑制の両立」に反する。
	3～13	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 導入量が拡大している太陽光パネルが約 30 年で寿命を迎え大量に廃棄される可能性があることを踏まえ、適切な廃棄処分の実施を担保するため、事業者が廃棄費用の積み立てを確実に行うよう、厳正に指導すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 太陽光パネルの廃棄費用は買取価格算定時のコストに含まれており、十分な積み立てを行わない事業者は不当な利益を得ることになる。</li> <li>▶ 太陽光パネルには鉛等の有害物質も含まれ、処分には廃棄費用が発生することから、計画的な廃棄費用の積み立てが重要である。</li> <li>▶ また、現在積み立てている廃棄費用が今後、適切な廃棄を行うのに十分な金額に達する見込みがあるのか検証する必要がある。廃棄費用が不足した場合に国民負担が増加することはあってはならない。</li> </ul>

**(2) 小型風力発電における、区分廃止にともなう経過措置について**

該当資料・主な掲載ページ		意見	理由
省令案の概要	平成 30 年度以降の調達価格等に関する意見		
5、6	24	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 小型風力発電（20kW 未満）の区分が廃止され、20kW 以上の風力発電と同区分として取り扱われることとなった。本変更については、FIT 制度からの自立、国民負担抑制の観点から評価する。</li> <li>▶ 一方、真に開発中で確度の高い案件に限って経過措置が設けられることとなったが、国民負担抑制の考え方、事業者が今回の区分変更を予測できる状況にあったことを踏まえると、急激な変化を緩和するための経過措置は必要ないと考える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 調達価格等算定委員会報告の 21 ページに記載されているとおり、20kW 未満の陸上風力については、データ収集を進めて調達価格の見直しに向けた議論を行う方向性が昨年度の時点で明確になっていた。</li> <li>▶ また、資源エネルギー庁が公開している FIT 認定状況等からデータ収集が進展する可能性も推測することは困難ではないと考える。</li> </ul>

**(3) バイオマス発電の認定量急増に対する対応等について**

該当資料・主な掲載ページ		意見	理由
省令案の概要	平成 30 年度以降の調達価格等に関する意見		
6、10	39	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ バイオマス発電における 2018・2019 年度の買取価格について、コスト低下ポテンシャルを勘案した見直しを速やかに行うべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 2017 年 9 月時点でバイオマス発電全体の認定量は 1,300 万 kW を超え、エネルギーミックスが想定する認定量の 2 倍程度に達している。</li> <li>▶ そのうち、急増している一般木材等バイオマスについては、その認定量がすべて稼働した場合、国民負担は到底許容しえないレベルまで上昇する（買取費用は 1.8 兆円増加する）。</li> </ul>
—	48	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 認定された一般木材等バイオマス発電について、例えば件数の 5 割を占めるパーム油燃料の調達に海外に依存している。したがって、燃料の安定調達の確保が十分に可能かどうか確認する必要がある。</li> <li>▶ 地域分散型エネルギーとしての位置づけ、海外に依存した燃料を使用する案件に対して国民負担である賦課金を基に買取を保証することの是非を慎重に検討すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ バイオマス発電の役割のひとつは地域分散型エネルギーとして地域を活性化することにあると考えている。国民負担によって支えられる FIT 制度によって海外から調達した燃料を使用する案件を支えることが、この役割を果たすことにつながるのか疑義がある。</li> </ul>
—	50	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 既認定案件について、認定量増加にともなう設備需要急増により設備発注が遅れていることを理由に、設備発注期限を認定日から 2 年としているが、これを短縮すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 設備発注期限までの期間を長くすることで発電設備のコスト低減を待って発注し利益の拡大を狙う動きが発生する恐れがある。実際の発電設備導入コストが、当該案件に適用される調達価格が前提とするコストよりも安価になった場合、根拠に乏しい国民負担の増大に</li> </ul>

			繋がりがねない。
--	--	--	----------

### 3. その他

#### (1) 適切な情報開示の実施

該当資料・主な掲載ページ		意見	理由
省令案の概要	平成30年度以降の調達価格等に関する意見		
—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>直近の認定・導入量を基にした将来的な国民負担の試算および公表回数を増やすべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定量を基にした賦課金等の見通しについては、2014年9月30日の総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会新エネルギー小委員会（第4回）で公表されて以降、政府としての正式な発表はない。</li> <li>FIT制度は幅広くかつ長期にわたり国民全体に対し負担を求める制度である。将来の分も含めて、その負担程度や用途、効果について分かりやすく説明することにより、制度の透明性を高めるべきである。</li> </ul>

#### (2) 調達価格等算定委員会における多角的な視点からの議論

該当資料・主な掲載ページ		意見	理由
省令案の概要	平成30年度以降の調達価格等に関する意見		
—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>再生可能エネルギー特別措置法第72条第2項（委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる）の趣旨を踏まえ、供給側の電気事業者、需要側の電力多消費業界団体など関係者や専門家等の資料提出、会議出席等による協力を求め、多角的な視点から議論を深めるべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電力は社会・経済活動の基礎を支える重要なインフラであり、それに関わる主体はインフラサービスを提供する側と受ける側に分かるとともに、その維持・運用のために政府が果たす役割も大きい。</li> <li>「再エネ最大限の導入と国民負担抑制の両立」を図るためにも、供給側と需要側、政府の三者が一体となった議論を行うことが必要である。</li> </ul>
—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営実態を踏まえた検討を行うため、調達価格等算定委員会に中小企業を含む産業界の電力ユーザーの立場の委員を加えるべきである。</li> </ul>	

#### (3) 事業計画等を提出する際のエビデンス添付の義務化

該当資料・主な掲載ページ		意見	理由
省令案の概要	平成30年度以降の調達価格等に関する意見		
—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>入札参加資格の審査や認定申請の際等に提出する事業計画等の書類に、当該書類の記述内容の正確性を担保するエビデンスの添付を義務づけるべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発電事業者が政府に提出する書類等の情報に虚偽が含まれていた場合、例えばその内容が調達価格の算定に使われるものであれば、根拠に乏しい国民負担の増加に繋がる恐れがある。</li> <li>発電事業者が毎年提出している「再生可能エネルギー発電設備設置・運転費用年報」についても、現状では各費用項目に関する証憑書類の提出が不要とされており、虚偽報告を防ぐことは極めて難しい。</li> </ul>

以上